

地下構造等の整備済都市計画施設の施設管理者等との協議について

整備済の都市計画施設が私有地に抵触することは基本的にありませんが、地下構造（トンネル）等の区間に関しては、整備済であっても都市計画施設が私有地に抵触している可能性があります。地下に都市計画施設がある土地やその近隣地で建築等の行為をする際は、施設管理者や事業所管部署との協議が必要です。問合せ先については、以下を確認してください。

なお、周辺状況や都市計画図から明らかに都市計画施設が抵触している私有地であるにもかかわらず、地上権設定がない場合は、周辺の土地の登記事項証明書の地上権者をご確認の上、お問い合わせください。

1. 登記事項証明書（登記簿謄本）等に「地上権設定」がある場合

権利部（乙区）（所有権以外の権利に関する事項）に「地上権設定」がある筆は、地下に構造物（地下施設）がある土地です。基本的には地上権者がその構造物（地下施設）の管理者のため、協議先も地上権者となります。

横浜市内の代表的な地上権者（＝施設管理者）

- ① 首都高速道路株式会社（高速横浜環状北線、高速横浜環状北西線等）

TEL: 神奈川局 道路管理課 045-307-0516

- ② 神奈川県横浜川崎治水事務所（大岡川分水路、帷子川分水路等）

TEL : 045-411-2500

- ③ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

URL : <https://www.jrnt.go.jp/construction/outline/prior-consultation.html>

2. 地上権者が「横浜市」で問合せ先の詳細が不明の場合

横浜市内の都市計画施設のうち、整備済の地下構造のトンネル、水路及び高架構造の橋梁は、以下が主な協議先です。地下構造の河川に関しては、管理者を調査の上、お問い合わせください。

- ④ 横浜市道路・交通政策局橋梁課（トンネル、橋梁）

TEL : 045-671-2791 HP:[近接協議様式等](#)

- ⑤ 横浜市交通局施設課（市営地下鉄全線）

TEL : 045-671-3145 HP:[地下鉄における近接協議のご案内](#)

- ⑥ 下記 HP にて管理部署を調べて問合せ（②以外の地下水路、暗渠）

[横浜市を流れる河川一覧](#)（参考：横浜市下水道河川局河川流域調整課HP）